

第1回 日本国憲法ができるまで

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・いま「憲法を学ぶ」ことの意義
- ・「真理（真実）の探究」と「（実践）課題の解決」との間
- ・「憲法を守る」と「憲法を学ぶ」との間
- ・日本国憲法の価値を知る それを守る（＝活かす）ことの意義をとらえる

1. 20世紀の所産としての日本国憲法

(1) 20世紀とはどんな時代だったのか？

「リアリティとは、『ナチが私たち自身のように人間である』ということだ。つまり悪夢は、人間が何をなすことができるかということ、彼らが疑いなく証明したということである。言いかえれば、**悪**の問題はヨーロッパの戦後の知的生活の根本問題となるだろうー**死**が第一次大戦後の根本問題であったように。」（ハンナ・アーレント）

（J・コーン編（斎藤純一訳）『アーレント政治思想集成1 組織的な罪と普遍的な責任』（みすず書房・2002）182頁）

- ・第一次大戦 戦死者約1000万人 大戦末期のスペイン風邪で約2000～4000万人の死者
- ・第二次大戦 同約5500万人 ホロコースト・南京・原爆・強制収容所

(2) 平和の国際秩序と平和憲法の必然性

- ・国際連合
武力行使の違法化 集団安全保障 例外としての（個別的・集団的）自衛権
- ・日本国憲法
平和的生存権と9条

2. 日本国憲法は「押しつけられた」のか？

- ・安倍晋三議員の言葉（2000.5.11衆院憲法調査会）

(1) ポツダム宣言の受諾

- ・軍国主義の除去
- ・基本的人権尊重の確立
- ・「日本国国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有する責任ある政府」の樹立

(2) 松本委員会

- ・「憲法改正要綱」 明治憲法の微修正

(3) GHQの関与

- ・GHQ・マッカーサーと極東委員会
- ・マッカーサー3原則
- ・GHQ+日本政府による「憲法改正草案要綱」の作成
これを「どう見る」か？

(4) 鈴木安蔵とベアテ・シロタ

- ・憲法研究会 憲法 25 条
- ・憲法 24 条

(5) 帝国議会での審議

- ・いち早く衆議院選挙制度改革 20歳男女平等普通選挙制 39人の女性衆院議員（2005年総選挙での43人まで破られず）

- ・憲法9条に関する政府答弁

- ①「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」（1946.6.26 衆議院 吉田茂首相答弁）。
- ②「第9条は戦争の放棄を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占むることを示すもの」（1946.8.27 貴族院 幣原喜重郎国務大臣の答弁）
- ③「兵隊のない、武力のない、交戦権のないと云ふことは、…それが一番日本の権利、自由を守るのに良い方法である、私等はさう云ふ信念から出発致して居るのでございます」（1946.9.13 貴族院憲法改正特別委員会 幣原の答弁）。

参考「あたらしい憲法のはなし」（1947年文部省発行、52年3月まで教科書として使用）

「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」。

(6) 国民はどう受け止めたか

- ・1946.5.27 毎日新聞調査
「戦争放棄」賛成 70% 「象徴天皇」賛成 85%

(7) あらためて日本国憲法は「押しつけられた」のか？

- ・憲法と国民の関係はどのようなものか
- ・「未完の市民革命」（杉原泰雄）・「世代を超えた共同作業」（奥平康弘）